

○南城市競争入札心得規程

平成18年1月1日

告示第10号

改正 平成24年7月18日告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、南城市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、南城市契約規則(平成18年南城市規則第41号)その他の法令、条例又は規則に定めるもののほか、必要な心得を定めるものとする。

(入札保証金等)

第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、見積金額の100分の5の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を担当課に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金(現金)を納付するときは、関係職員に申し出て納付書の交付を受け、指定金融機関(庁舎内銀行窓口)で納付しなければならない。

4 入札参加者は、入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して当該提出書(有価証券を提供する場合は、当該提出書及び印鑑)を添えて差し出さなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

6 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

7 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その請求によりこれを還付する。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、南城市契約規則、現場説明書及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、南城市契約規則、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、南城市契約規則に定める様式により作成し、封筒に入れ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、政令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届(別記様式)を関係職員に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しては

ならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

3 入札前において天災等やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 政令第167条の10第1項(政令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)に該当する入札を行った者は、南城市の行う調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要

があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、入札は3回までとする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(1) 第7条第1号から第3号まで及び第7号から第9号までの規定に基づき無効とされた入札をした者

(2) 最低制限価格に達しない入札

3 競争入札で予定価格を入札前に公表するものについては、第1項の規定にかかわらず、南城市建設工事等に係る設計価格の事前公表に関する要綱(平成18年南城市告示第61号)の規定による。

(平24告示70・一部改正)

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第2条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、担当課で納付書の交付を受け、現金を南城市指定金融機関で納付しなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券を会計課に提出し、有価証券保管証の交付を受けなければならない。

5 第2条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規

定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金の振替)

第12条 落札者の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を担当者に提出しなければならない。ただし、担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月18日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行する。